## 平成27年6月定例会会議録

平成27年豊郷町議会6月定例会は、平成27年6月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1	畨	局	橋		彰
2	番	前	田	広	幸
3	番	西	Щ		勝
4	番	北	Ш	和	利
5	番	西	澤	博	_
6	番	鈴	木	勉	市
7	番	西	澤	清	正
8	番	西	村	雄	三
9	番	佐る	木	康	雄
1 0	番	河	合		勇
1 1	番	今	村	恵美	€子

2、当日の欠席議員は次のとおり

なし

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は 次のとおり

町					長		伊	藤	定	勉
副	町			長		村	西	康	弘	
教	育			長		横	井	保	夫	
総	務	企	画	課	長		村	田	忠	彦
税	7	務	誀	Ę	長		山		昌	和
保	健	福	祉	課	長		神	辺		功
医	療	保	険	課	長		北	Ш	貢	次
住	民	生	活	課	長		上	田	文	夫
会	計	徻	至	理	者		森		明	美
人	権	政	策	課	長		小	Ш	光	治
地	域	整	備	課	長		夏	原	_	郎
地域整備課長 (上下水道担当)						藤	野		弥	

 産業振興課長
 土田祐司

 教育次長
 岩崎郁子

 社会教育課長
 浅居浩

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

 議 会 事 務 局 長
 角 田 清 武

 書
 記
 寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

議第33号 専決処分につき承認を求めることについて (豊郷町税条例等の一部を改正する条例)

議第34号 専決処分につき承認を求めることについて (豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議第35号 専決処分につき承認を求めることについて (平成26年度豊郷町一般会計補正予算(第7号))

議第36号 専決処分につき承認を求めることについて (平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4 号))

議第37号 専決処分につき承認を求めることについて (平成26年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号))

議第38号 専決処分につき承認を求めることについて (平成26年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第5号))

議第39号 専決処分につき承認を求めることについて (平成26年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号))

議第40号 平成26年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議第41号 豊郷町税条例の一部を改正する条例案

議第42号 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議第43号 豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議第44号 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案

議第45号 豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案

議第46号 豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案

議第47号 平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)

議第48号 平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

請願第1号 年金の「マクロ経済スライド」発動中止の意見書採択を求める請

願

発議第1号 議員派遣の件

佐々木議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達していますので、平成27年6月第2回豊郷町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を順守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し騒ぎ、その他、議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いします。

なお、傍聴者の方につきましては、静かに傍聴していただきたく思います。

日程第1、議席の変更を行います。今回新たに当選された高橋彰君の議席に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席を変更します。変更した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりであり、現在、着席されているとおりでございます。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、西山勝君、4番、北川和利君を指名いたします。

日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から19日までの15日間と決しました。

日程第4、所信表明を議題といたします。町長の所信表明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

**伊藤町長** 皆さん、おはようございます。このような機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

先の町長選挙におきまして、多くの町民の皆さん方にご支援、ご支持をいただき、3期目を迎えさせていただくことができました。大変責任の重大さを痛

感しているところでございます。また、新しく議員になられました高橋議員さんには、心から当選のお祝いを申し上げたいと思います。ともに豊郷町のために一生懸命頑張っていきたい、またその点、各議員の皆さん方のご支援をよろしくお願い申し上げます。

私たちが物の豊かさや生活の利便性を求めてきた物質第一の社会から、心の豊かさを求め、子供や女性、高齢者や障害のある方など、社会的弱者をはじめ、町民一人ひとりが安心して暮らせる社会を構築し、安心して子供を生み育てることができる環境をつくるよう、今日まで各種施策を実施したことが評価されたものと意を強くし、今後も継続、発展させていくものであります。

町財政については、皆さんもご承知のとおり、国の三位一体改革以降、税財源や権限の移譲が不十分なまま地方自治体に移行されましたが、特に末端の自治体では大変厳しい状況を迎えようとしております。さらに、新型交付税の算出方法の導入によって、面積が小さく、人口も少ないわが豊郷町は、その影響は大きいものになると推測されることから、今日まで行政の運営方法を抜本的に見直しながら、いきがい協働センター建設、グラウンドゴルフ場整備、改良住宅、公営住宅の改修及び水道管の計画的な敷設がえと各種施策を実施し、補助金、交付金を最大限活用し事業執行する中で、町債22億8,000万円を減らすことができ、一方、基金については8億4,000万円増加させることができました。これはひとえに町民皆さん方のご協力と職員の頑張りで財政健全化が図ってこられたわけであります。今後も将来の施策と堅実な行財政運営を行ってまいりたい、このように思っております。

次代を担う青少年の健全な育成なくしては、私たちの暮らす豊郷町の未来を考えることはできません。人こそがかけがえのない財産であり、社会人としてさまざまな場面で、ここに活躍されている多くの先輩がおられますが、そうした方々の後継者として成長を期待する青少年を育成しなければなりません。次代を担ってくれる子どもたちを親御さんたちが安心して生み育てるような環境づくりをすることが大切であると考え、子育て支援センターを設置して、子育てに不安の多い若いお母さんたちも安心して子供を生み育てることができるよう環境を整備してきたところでございます。また、ソフト面については、中学校卒業まで、そして高校世代へと順次年齢を上げ、医療費の無料化に取り組み、子育て支援の充実を図ってまいりました。

一方、超高齢化社会をサポートしていくためにも、高齢者の学び・経験・協 働安心生活の施策の充実と、今日までの8年間、町民の皆さん方とともに力を 合わせ取り組んできた成果であり、その実績が今回、評価をいただいたものと 確信しているところでございます。

また、各字の道路、河川整備や交通安全施策について、ご要望等を踏まえながら計画的に整備を行い、改良住宅譲渡についても早期完了に向け努力するとともに、商工業及び観光振興、特産物開発等、関係機関・団体と連携し進めていくところでございます。

防災資機材の整備や施設の防災安全整備を進め、町民の皆さんの生活や地域の安全・安心に努め、安全・安心な施設整備の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

現在、国をあげて地方創生への取り組みが進められております。本町も5カ年の総合戦略の策定を進めるものであります。いかに町の活力をどう生むのか、いかに町の魅力をどう発信するのか、いかに若者世代をはじめとして人々の定住をどう進めるかであります。そのためには、今日まで取り組みのベースとして町民の皆さんの暮らしや町の未来が結婚、出産から子育てや教育、仕事や暮らし、そして、老後と生きがいの流れの中で着実に未来に向かって進めていくものであります。

これからの4年間、もっと住みやすい町、次世代につながる元気な町を目指し、さらなる財政の健全化を図り、町民の皆さん方とともに町の活性化を図っていきたいと考えております。議員の皆さん方とは適度な距離と緊張感、ほどよいバランス感覚を保ちつつ、希望に満ちた豊郷を目指す両輪として、ともに手を携え、地方創生の取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、私の思いの一端を述べさせていただきました。どうもありがとうございます。

## 佐々木議長 ご苦労さんでした。

日程第5、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、 平成27年2月分から4月分の現金出納検査結果並びに定期監査報告が議会に 提出されておりますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員としてお手元に配付の文 書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第6、諸般の報告を行います。今回、新たに当選された高橋彰君を会議 規則第7条、第4項の規定によって、文教民生常任委員会委員・予算決算常任 委員会委員に指名しましたので、ご了承願います。

日程第7、諸般の報告として委員会研修報告を行います。予算決算常任委員 会、議会広報常任委員会の報告を順次行います。

西山勝予算決算常任委員会委員長、報告を願います。

西山予算決算

常任委員長議長。

佐々木議長 西山君。

西山予算決算

常任委員長 皆さん、おはようございます。予算決算常任委員会報告をいたします。

平成27年5月25日、予算決算常任委員会において豊郷町立豊日中学校ランチルームでの給食視察研修を実施し、髙畑校長、大和教頭より学校教育目標、給食状況等について説明を受けました。

概要説明。ランチルーム棟、通路棟、体育施設棟。請負業者、株式会社フジサワ建設、発注金額1億8,375万、工期、平成25年8月から平成26年3月、完成。面積、ランチルーム棟、通路棟、720.16平米、1階床面積、調理室その他含む、570平米。

彦根市給食センター施設整備の基本は、①ドライシステムを基本としたHA CCP、食品の安全(衛生)を確保する管理手法の概念を取り入れた衛生管理 体制。②安全でおいしい給食の提供。③効率のよい調理環境の確保。④地産地 消の推進。⑤食育のための設備の充実。⑥環境負荷の低減。以上の6項目を基 本方針で整備運営され、今年度(27年)4月より供用開始され、中学校での 給食が4月13日(月)より開始され、2カ月を迎えます。

生徒数は1年生80名、2年生65名、3年生78名、計223名。教職員数33名。合計256名。毎日、約260食の給食を準備され、4校時が終わり、ランチルームに移動すると、既に自分の席に給食がセッティングされており、自由に給食ができます。学校生活の中で、友達や先生と食べる楽しさ、おいしい食事を取る喜び、新たな味覚と出会う驚きなどを体験できる場であり、生きる力を育成していく場となり、食を通して、日々、学校生活の中で気づくことのなかったことが発見できると感じました。

学校給食の7つの目標。①健康な体づくり。②望ましい食生活の学習。③助け合い、協力し合って楽しい給食。④自然の恵みに感謝する心。⑤働く人たちに感謝する心。⑥地域の食を知り、未来に伝える。⑦食を通して社会の仕組みを知る。7つの目標を通して、食べ方を見れば、その人がわかると言われるほど、食べ方や食事のマナーは大切です。食は豊かな人間性を育むための重要な要素の1つであり、食を通して得た楽しさ、喜びを契機として学習の向上、学力の向上にできる機会になればと思っています。

視察の結果。1、各学校には保温性に優れた二重食缶で適度な温度を保った 給食を届けますとなっております。給食が冷めているのが嫌だとの現場の声を 聞くことがあります。毎日、約260食を準備していただくのは時間がかかり、 冷めてしまうことも当然であろうかと思いますが、改善策を。2、ご飯の量に は希望調査をもとに、大盛り、並み、小盛りの対応ができています。3、給食 献立に基づいて、生徒が前に出て献立の内容を説明されることは、学習力の向 上になると感じております。

以上、報告を終わります。

佐々木議長 ご苦労さまでした。

続いて、西澤博一議会広報常任委員会委員長、報告を願います。

西澤博一議会広報

常任委員長 議長。

佐々木議長 西澤君。

西澤博一議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。議会広報常任委員会の報告をいたします。

去る平成27年3月12日に第1回の議会広報常任委員会を開催しました。 議会だより第61号の構成の検討と一般質問原稿の校正を行い、入稿いたしま した。

3月20日に第2回の委員会を開催し、予算、条例改正、常任委員会報告、 議決の結果、また文化サークル、豊郷短歌会、表千家流茶道教室の原稿や紙面 のレイアウトについて協議し、校正を行いました。

3月26日に第3回委員会を開催し、臨時議会の審議結果等を追加し、表紙 写真の決定や原稿の最終チェックを行い、最終稿を入稿し、4月10日に全戸 配布をいたしました。お忙しい中、寄稿いただいた文化サークルの皆様、ご協 力ありがとうございました。

以上、議会広報常任委員会の報告を終わります。

佐々木議長ご苦労さまでした。

議長公務としての報告事項が提出されていますので、お手元に配付されているとおりです。ご了承ください。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第8、議第33号専決処分につき承認を求めることについてから、日程第9、議第34号専決処分につき承認を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 議第33号専決処分につき承認を求めることについて及び議第34号専決処分につき承認を求めることについて一括してご説明申し上げます。

まず、議第33号専決処分につき承認を求めることについてでありますが、 今回の改正は、平成27年3月31日公布されました、地方税法等の一部を改 正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一 部を改正する省令が4月1日から施行されることに伴い、豊郷町税条例等の一 部を改正したものであります。

改正内容といたしましては、本則第31条、第48条及び第50条につきましては、地方税法等の改正に伴う引用条項の項ずれ等の所要の改正でございます。本則第57条及び第59条につきましては、事業所内保育事業の用に供する固定資産について、固定資産税の非課税措置が新設されることに伴う所要の改正でございます。

附則第7条の3の2につきましては、住宅ローン減税措置について、対象期間を1年半延長されることに伴う所要の改正でございます。

附則第9条及び第9条の2につきましては、個人住民税に係るふるさと納税について、現行特例控除額の1割から2割に引き上げ、また、ふるさと納税ワンストップ特例の創設に伴う所要の改正でございます。

附則第11条から第13条、第15条につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、評価がえに伴い現行の仕組みが3年延長されることによる所要の改正でございます。

附則第16条につきましては、軽自動車税について一定の環境性能を有する4輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例、いわゆる軽減課税の導入に伴う所要の改正でございます。

また、改正附則第2条につきましては、原動機付自転車及び2輪車等に係る税率引き上げ時期を、平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期されることに伴う所要の改正でございます。

次に、議第34号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布されましたことに伴い、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたことから改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては本則第2条、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者等課税額並びに介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げに伴う所要の改正でございます。

第23条につきましては、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げに伴う所要の改正でございます。

いずれも平成27年4月1日施行であることから、地方自治法第179条 第1項の規定により専決処分をしましたので、ご承認賜りますようお願い申し 上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。

議第33号専決処分につき承認を求めることについて質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 それでは、議第33号、これは豊郷町税条例等の一部を改正する条例ということで、先ほど町長の説明がありましたが、具体的にこの改正内容が豊郷町の関係者、この条例改正の影響額はどういった形であらわれてくるのか。それと、説明書はいただいたんですけど、この説明書の内容等もどのような変更があるのかというのが、ちょっと具体的にわかるように説明をいただきたいと思いますので、担当課の方からよろしくお願いいたします。

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

**税務課長** 皆さん、おはようございます。11番、今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目に、具体的に豊郷町の影響額はということなんですけれども、先ほど町長の提案理由にありましたように、幾つかの改正があるんですけれども、影響額といわれて出てくるものは、軽自動車税の関係でございます。昨年の議会におきまして、13年経過で重課が行われると。それから、2輪に伴う値上げの話がされましたけれども、それを国の方からですけれども、1年遅れ、2輪と3輪については27年の値上げやったのを28年に延ばすということと、それから、軽課の導入でございます。

それから、あと具体的に今回の改正について、わかりやすくということなんですけれども、町長の提案理由と重複すると思いますが、大きくは固定資産税の毎年の評価がえに伴う負担調整、3年に一遍ずつですけども、それの見直しの延長をされるという仕組みでございます。

それから、町民税のふるさと納税の関係ですけれども、毎年、ふるさと納税 の寄附金控除なんですけれども、確定申告をしなければならないんですけれど も、それはワンストップ化ということで申告をしなくても寄附をもらったとこ ろから、その担当の税務課に連絡がいくということでございます。それから、 今までは住民税の所得割の額が、1割が限度額とされていたのが、2割に広が って、寄附をたくさんしていただけることになるということでございます。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長、6番。

佐々木議長 鈴木君。

**鈴木議員** 議第33号について質疑いたします。今議会から少し詳しく説明をしていただけると私は思っていたんですが、書いてあるとおりに読み上げられましたので、少しわからないところがありますので質問させてください。

2点あるんですが、とりあえず1つは、この新旧対照表の附則ですが、附則のところ、これまでは平成22年度から39年度までで17年度分だったんですが、改正では22年度から41年度と増えているので、これは2年分増えるのか、この2年分が増えるというのがどういう意味なのかちょっとよくわからないので。39年度までだったら今でもいけるんですが、今回41年度までに、2年さらに延長された、この2年分がどういう意味なのか。

それで、同じことですが、それに対して第9条の方は、今は平成24年度から26年度までとなっているんですが、これが削除されると。こっちの平成27年度から29年度、これも削除になるのか、ちょっとよくわからんのですが、要するにここでは削除される分は、ここでは平成27年度から29年度までの特例措置と書いているんですが、第11条は28年と29年度分についての価格の特例となるんですが、27年度分がどういう対応というか、適用になるのか、ちょっとその点を詳細な説明をお願いしたいと思います。

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

税務課長 6番、鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

ちょっとご質問の意図がわかりにくかったんですけれども、先ほど負担調整 に伴う3年ということの中で、違う年度の分が2年入っているということのご 質疑でよかったんでしょうか。

鈴木議員 議長、よろしいか。

佐々木議長 はい。

**鈴木議員** 現行は39年度までなんだけど、改正が41年度までなんですけど、どうして2年間延びたんですか。

税務課長 附則7条の3のローン控除の延長の話ですか。

佐々木議長 ちょっと質疑の内容がはっきりしないので、もう一度きちっと、こういうことですということだけ質疑をしてということで。自席でやってください。

鈴木議員 この新旧対照表の附則のところ。現行は22年度から39年度までで、改正が22年度から41年度まで2年延長になりますので、2年延長の理由を知りたい。質問の意味、わかりますか。

税務課長 先ほど説明させていただいたとおり、国の方から個人住民税における住宅ローンの減税措置について、対象期間が延長されるという所要の改正でございます。申しわけない。

それと、9条のこともお尋ねやったと思うんですけれども、新旧対照表の9 条が、以前、削除になったものが寄附金控除に係るものということで改正され た所要の改正でございます。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 この説明の中の法人の区分というのがあるんですけれども、税率が区分によって年額が変わってきているんですけれども、増額になっているんですが、これはうちの豊郷の町内の法人、企業という中では、どの辺がこの税率変更になっていくんですか。件数とか、対象とか説明をしてください。

それと、先ほど住民税の寄附金控除について、附則がいっぱい出ているんですけれども、町民税の寄附金控除に係る申告の特例、9条1からずっと附則でありますが、それぞれはどういう意味なのか、もう少しちょっと具体的に説明、担当課の方からお願いいたします。

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

税務課長 11番、今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず、今回の改正に伴う法人ですけれども、本町における法人の影響、その中身についてのお尋ねですけれども、ただ単に上位法令の改正でありますから、本町の法人の均等割云々は変更がございません。

それから、寄附金控除についてですけれども、具体的にというお尋ねですけれども、例えば1万円寄附された場合におきましては、2,000円がもともとの控除額ですから、残り8,000円に対しては特例を受けて、国税ベース、住民税ベースで変えてくるということになります。それが2万円になっても2,000円は動かず、1万8,000円ということですけれども、その寄附

できる限度額が今までが個人住民税の所得割の1割が限度といわれたのが、2 割になって広がったということでございます。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第33号専決処分に つき承認を求めることについてを総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと 思います。

これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

佐々木議長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号を総務産業建設常任委員会に付 託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議第34号専決処分につき承認を求めることについて質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議第34号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分なんですけ れども、これは課税限度額がそれぞれ引き上げられるという内容になっている んですけれども、国保の基礎課税限度額、それから後期高齢者支援金等の限度 額、それと介護納付金課税額の最高限度額が、それぞれ国保税については1万 円、そして、後期高齢者も1万円、介護保険納付金課税限度額は2万円、これ も引き上げの中身になっていますけれども、平成26年度実績で、この課税限 度額、合算額が一番多かった、それぞれの種類で限度額最高額の方は何人いら っしゃったのか。これについては、26年度の課税実績からちょっと説明して ほしいのと、それから、附則、最後のところで、「この条例は、平成29年1 月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は平成28年1月1日から施行 する」と書いてあって、「配当所得を、利子所得、配当所得および雑所得に改 める部分に限る」とあるんですが、ここにもかかわる町民というのはどのぐら いいるのか。政府が3月31日付で公布したという話ですけれども、この限度 額を今、ここを条例化していくというのは、どういう流れでこうなっているの かちょっと事務執行の手続きについて説明してください。

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

税務課長 11番、今村議員のご質疑にお答えいたします。

今回の改正に伴います課税限度額の対象の件数というお尋ねですけれども、26年度の試算ですけれども、全体でいうたら9件ですけれども、あと医療分、基礎限度額の対象が13世帯あったのが、9件になりまして、それから、後期につきましては30件あったのが9件、それから介護につきましては、10件が8件ということで、それに伴いまして若干の増収はあるんですけれども、その金額の試算は約30万円を見込んでおるところでございます。

それから、附則の改正条文の話ですけれども、先ほどの課税限度額と、それから軽減拡充に伴う引き上げについては、27年4月1日ですけれども、こちらに書いているのは、以前、住民税の関係の配当所得の文言、上位法令の改正なんですけれども、こちらの方の施行日が29年1月1日であったものが、28年1月1日になるということになりまして、そこで附則で改正させていただきます。

以上でございます。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 今の説明でいくと、この限度額の医療分と後期高齢者支援金分と介護支援分は、27年、今年の4月1日からこの限度額が引き上げられたと、そういう説明だったんですよね。先ほど、早口でちょっと理解しにくかったんですけれども、医療分と、それから後期高齢支援金分と介護支援分というのが数として、これは26年から27年で変更になった分が、先ほどの数だったんですか。もう一度、数をちょっと書きとめられなかったので、詳しくもう一遍、説明してほしいのと、これでいくと、うちの場合、所得が年300万で40歳夫婦、子供が2人いた場合は、この限度額引き上げになった中では、どのくらいの位置になるんですか、金額的には。この限度額いっぱいの人たちの課税所得というのは、幾ら以上の人がその限度額いっぱいの人たちの課税所得対象者になっているのか、大体平均、モデル世帯とよくあちこちで言われますけれども、その

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

**税務課長** 11番、今村議員の再質疑にお答えいたします。もうちょっとゆっくり話せ ということで。

対比をちょっと説明していただけますか。

26年度の試算ということで、その方たちが27年度、限度額を上げた場合という試算ですけれども、基礎限度額については、13件あったのが9件、そ

れから、後期については30件が9件、それから、介護については10件が8件ということで、限度額に達するのが簡単に言うと減ってくるということでございます。

それから、あと40歳に、今、所得が300万、子供が2人ということなんですけれども、その方たちについては、当然この限度額には達しなくて、限度額での合計で85万円なんですけれども、この方は40歳未満ですから、介護はないんですけれども、そこには到達はしていない。ただ、その方たちの限度額に比較して、どの辺の位置にあるのかというお尋ねやったと思うんですけれども、ちょっとこちらの方は調べられていないので、もしよかったら委員会の方でお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

あとは、以上ですか。

**今村議員** だから、課税最高額の人たちの課税所得は幾らになっていたわけですかということ。

税務課長 限度額に達する状況、要するに課税所得がどういった方々やということなんですが、そちらについても当然、資産をようけ持っておられてとか、固定資産の資産割に影響が出て、限度額に達するものもいてるんですけれども、そちらについてもちょっと調べることができていませんので、あわせてご報告したいと思います。

以上です。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 今、課長の説明で、最高限度額、これが26年から27年に、うちは税率の変更は今のところやっていませんので、所得割、資産割、均等割、平等割でみんなしていないので、そういった面では26年から27年にかけて、最高限度額の納付者が減っているということは、国民健康保険の世帯に対しての課税なので、全体を通して国保世帯の人たちの所得が26年から27年に向けて実績的には減る方向があるわけですか。課税対象総額からいくと、収入見込みが減っていく目安でこういう風になっているのか。特にどういう人たちのこれまで最高の上限限度額で払っておられた方が減ってきているというのは、豊郷の実態としてどうなっているのか、その実情説明をお願いいたします。

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

税務課長 11番、今村議員の再々質疑にお答えしたいと思います。

ちょっと順番が逆なんですけれども、課税限度額に達している者が減ってき

ている要因なんですけれども、要はその人たちの収入や資産が減っているわけではなくて、課税の限度額が上がった関係で、減るという言葉遣いがまずかったと思うんですけれども、そこに到達していない数が少なくなったということでございます。

それから、先ほどのご質問で、前回お答えさせていただいたもんですけれど も、所得300万で40歳以上、40歳までの話ですか。

今村議員 40歳以上……。

税務課長 そうです。40歳までで4人家族の数値を使っていたんですけれども、そちらについては年税額が36万3,000円なので、限度額には達していないというお話でございます。また、あと報告させていただきます。

以上です。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第34号専決処分に つき承認を求めることについてを総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと 思います。

これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

佐々木議長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号を総務産業建設常任委員会に付 託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第10、議第35号専決処分につき承認を求めることについてから、日程第14、議第39号専決処分につき承認を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第35号専決処分につき承認を求めることについてから議 第39号までの一般会計補正予算及び各特別会計補正予算について、一括して ご説明申し上げます。

まず、専決処分いたしました議第35号平成26年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,014万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を41億3,302万4,000円とするものでございます。

歳入では、町税1,395万4,000円、地方譲与税149万円、配当割交付金247万3,000円、株式等譲渡所得割交付金247万6,000円、自動車取得税交付金25万9,000円、交通安全対策特別交付金2万2,000円、使用料及び手数料6万3,000円、財産収入25万4,000円、諸収入24万7,000円を増額し、利子割交付金4万9,000円、分担金及び負担金10万円、国庫支出金483万8,000円、県支出金602万8,000円、繰入金8万2,000円を減額するものであります。

次に、歳出では消防費 6,348万4,000円、教育費 3,177万4,000 円を増額し、総務費 1,841万5,000円、民生費 1,142万円、衛生費 1,467万3,000円、労働費 1万2,000円、農林水産業費 520万3,000円、商工費 43万3,000円、土木費 3,496万1,000円を減額するものであります。

主な補正内容を申し上げますと、款1町税のうち法人町民税の1,846万9,000の増額につきましては、大口の修正申告との調定額の増でございます。また、たばこ税の893万1,000円の減額につきましては、たばこ税の値上げに伴う喫煙者の減によるものでございます。款2地方譲与税から款7自動車取得税交付金につきましては、平成26年度、各交付金等実績額に伴う増額及び減額でございます。款13国庫支出金及び款14県支出金をはじめとする他の歳入につきましては、歳出における各事業費の減額等に対する補助金等の減額分等について専決処分をいたしました。

次に、歳出では款 2 総務費の総務管理費、町税につきまして各事業の執行残 を減額し、選挙費では市町交付金算定による交付金に基づき減額をいたしまし た。

款3民生費の社会福祉費においては、主に臨時福祉給付金や暖房費助成金の事業費確定に伴う不用額を、また介護給付費、訓練等給付費では、一定、執行見込残額の減額をいたしました。また、児童福祉費においては、子育て世帯臨時給付金の事業費確定に伴い、不用額103万3,000円を減額いたしました。介護保険事業費においては、介護保険事業費等で財源不足に伴います補填緊急措置に伴う繰り入れを行ったものであり、款4衛生費における保健衛生費においては、各種検診予防接種費用434万5,000円の減額をいたしました。また、清掃費のじんあい処理費では、粗大ごみ収集運搬処理実績により、一般廃棄物収集運搬処理業務委託料261万4,000円を、燃えるごみの処理費用に不用が生じたため、湖東広域衛生管理組合リバース分の分担金262万2,000円を減額するものであります。

款 6 農林水産業費の農業振興費における経営体育成支援融資主体型事業費補助金について、それぞれの経営体の実績により減額をいたしました。

款8土木費道路橋梁費では、工事費や修繕費等の入札執行残及び社会資本整備事業の舗装修繕工事の予算額に相当する交付金がつかなかったため減額いたしました。また、公営住宅管理費及び改良住宅管理費においては、公営住宅の屋根防水工事の設計及び工事の入札による減額と改良住宅分離工事の入札による減額であります。

款9消防費の防災減災事業費につきましては、今後の防災行政無線デジタル 化への更新のための防災減災基金へ6,436万4,000円を積み立ていたし ました。

款10教育費教育振興費において、今後計画される学校施設整備等のため、 学校教育施設整備基金へ5,000万円を積み立て、中学校管理費ではスクール ランチ委託料において、当初見込んでいました1日50食近い食数が、実際の 希望者が少なく、実績の年間の食数が1,760食で、97万6,800円だっ たため、執行残526万円を減額しました。スポーツ公園施設では、町民体育 館屋根ほか改修工事及びスポーツ公園法面ほか改修工事の執行残1,231万 円を減額したものであります。

議第36号平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を9億4,073万6,000円とするものでございます。歳入では、国庫支出金565万4,000円、県支出金1,008万6,000円、共同事業交付金51万9,000円、諸収入24万2,000円を増額し、療養給付費交付金819万5,000円、繰入金140万円を減額するものであります。

次に、歳出では保険給付費830万6,000円を増額し、保健事業費140 万円を減額するものであります。

補正予算の主なものといたしましては、歳入では支出金交付金の変更申請並 びに確定によるもので、また歳出では、療養給付費の増額に伴うものでござい ます。

議第37号平成26年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万3,000円を追加し、歳 入歳出予算総額を3億1,220万5,000円とするものでございます。

歳入では、分担金及び負担金182万5,000円を増額し、国庫支出金116万2,000円、町債50万円を減額するものでございます。

歳出では、総務費248万9,00円を増額し、簡易水道事業費232 万6,00円を減額するものであります。

主な内容といたしましては、歳入につきましては、簡易水道加入負担金で新規加入者が予想数より上回りましたので、182万5,000円を増額し、国庫補助金につきましては、補助金額の確定により116万2,000円を減額したものであります。

歳出では、一般管理費の公課費について、消費税額の確定により146万3,000円を減額し、また簡易水道事業費の需用費について、消耗品費、修繕費の実施済み残となりました232万6,000円を減額し、歳入歳出の差し引き額から総務費、一般管理費の積立金を、395万2,000円を増額して基金に積み立てるものであります。

議第38号平成26年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万5,000円を減額し、 歳入歳出予算総額を3億3,980万6,000円とするものでございます。

歳入では、財産収入4,000円増額し、繰入金230万9,000円、町債90万円を減額するものであります。

歳出では、総務費431万円を増額し、下水道事業費90万円、公債費661 万5,000円を減額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入について一般会計からの繰入金について操出基準に基づき230万9,000円を減額し、町債については流域下水道建設事業市町負担金が確定しましたことから、90万円を減額したものであります。

歳出においては、総務費総務管理費の報償費で、弁護士費用として300万円を計上いたしましたが、一般会計総務費予算で顧問弁護士への相談でとどまったことから300万円の金額を減額し、同じく公課費については、消費税の確定により250万9,000円を減額しました。次に、公債費につきましては、平成25年度に高利息の起債について繰上償還を行ったことで、元金利息ともに減額が生じましたので、それぞれ140万4,000円と521万1,000円を減額し、総務費の維持管理費、積立金におきまして歳入歳出の差し引き額から総務費の積立金を、981万9,000円を増額して基金に積み立てるものであります。

議第39号平成26年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万3,000円を減額し、歳 入歳出総額を5億9,411万6,000円とするものでございます。 歳入では、繰入金772万2,000円を増額し、国庫支出金782 万5,000円を減額するものであります。

歳出では、保険給付費10万3,000円を減額するものであります。

補正予算の主なものといたしましては、歳入で国庫支出金の減額並びに財源 不足に伴います補填緊急措置に伴う繰り入れ分でございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしましたので、 ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。

議第35号専決処分につき承認を求めることについて、質疑はありませんか。

今村議員 はい、11番。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議第35号平成26年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について質疑を行います。

まず1点目は、今回、専決処分の町提案は全部で7件でしたか。このように議会の議決をとらずに、地方自治法の専決処分の規定からいけば、町長の裁量でできないことはないんですけれども、この一般会計補正予算、専決処分にこれをするということは、どういう事情でこれは専決にされたのか、執行部の経過をまず説明していただきたいと思います。それを1点。それぞれの中身についてちょっと説明も求めたいと思います。

最初は、8ページの町税の法人町民税が1,846万9,000円の増額補正、これは補正前の額5,240万2,000円に対してかなりの増額補正なんですけど、これは具体的にどういう増収があったのか、件数とその法人の額。今回これが増税として上がってきたのは、収入としてはいつ上がってきたのか、町に入ってきたのか。納付された日も教えてください。

それから、固定資産税についても滞納繰越分が410万3,000円の増収になっております。この滞納繰越分については、件数とどういう中身で今回、収入に入っているのか、それも説明してください。

次に、11ページです。国庫負担金の中で障害者自立支援給付負担金が減額 補正をされているんですけれども、これはどういった事業、またどういう中身 でこれは減額されているのか説明をしていただきたいと思います。

そして、12ページでは不動産売払収入として、町有地売払収入が25万4,000円、収入として上がっておりますが、これはどこの町有地の売り払いをしたのか、その概要を説明してください。

それと、13ページの雑入で給食費、中学校のスクールランチの事業残とい

う形で、歳入歳出で出ているんですけれども、このスクールランチが学校、生徒の皆さんに不評だったというのは、どういう事情で不評だったのか、中身についてちょっと説明をしてください。

そして、次は17ページですが、扶助費で養護老人ホーム措置費が40万の減額、紙おむつ支給事業で20万の減額、原油高騰対策事業で180万の減、合計240万の扶助費の減額補正なんですけれども、これもちょっと具体的な概要を説明してください。

そして、10番介護保険事業費の中で、操出金、給付費地域支援事業財源補 填緊急措置繰入金772万2,000円、これは介護保険会計に繰り出しておら れるわけですけれども、この制度はどういう制度で、豊郷町ではこの制度をど ういうふうに運用するのか、その事業内容、またそういった概要について説明 してください。

それと、18ページの20番の障害福祉費の扶助費で、介護給付費、訓練等給付費が1,000万減額となっておりますが、一時保護施設宿泊措置費も10万5,000円減額ですけれども、この扶助費の減額理由を説明してください。以上です。

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

税務課長 11番、今村議員のご質疑にお答えいたします。

歳入の部で8ページ、税の法人の補正額1,800万についてということなんですけれども、これにつきましては、税務署より5年の修正申告があったというのが、主な要因であります。具体的に額はと言われると、予想がつきますので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。それが主なもので、あとサービス業とかが好調で400万円の法人税割の増、それから開設に伴いまして、あと200万円の増ということでございます。

それから、あと固定資産税の400万について、件数のお尋ねだったと思うんですけれども、昨年26年12月議会におきましては、8,730万の大幅な増があったことによって補正させていただいていたんですけれども、その後も着実に滞納繰越分に入があったということなんですけれども、件数についてですけど、税務課としては、未納の件数は常に把握しておるわけですけれども、入った件数については把握をしておりません。もし必要でしたら、調べてご報告したいと思います。

以上です。

保健福祉課長議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。

11ページ、歳入の方でお尋ねいただきました款 13 国庫支出金のところで、民生費、国庫負担金、社会福祉費負担金で減額 500 万、障害者自立支援給付費負担金の減額理由はということですけれども、こちらにつきましては、今村議員さんのあとでご質疑いただきました歳出の方で、障害福祉費の介護給付費、訓練等給付金の 1,000 万減額というのがありました。この 1,000 万減額に伴いまして、国庫負担金としては、その金額の 2 分の 1 、そして、お問い合わせありませんでしたけれども、つけさせていただきますと、 12ページの款 14 県支出金のところでも同様の内容が出てきます。これは県の方については、先ほどの減額の対象の 4 分の 1 が財源内訳となっておりますので、その部分が減額をしたものです。

次に、17ページです。老人福祉費の扶助費のところで、3件お尋ねいただきました。養護老人ホームの措置費40万の減額はということですけれども、こちらにつきましては、新規で対応する方があった場合に、予算措置が必要ということで、議会から議会の3カ月程度、1名の方が対応できるようにということで予算をみていただいておりましたので、こちらにつきましては、26年度、もう3月末で予算は必要なくなりましたので減額をしました。

紙おむつの支給事業につきましても、当初見込みよりも人数的には39名で したけれども、予算として回れた見込みと判断しましたので、20万を減額し たものです。

原油高騰対策につきましては、こちらの方も930世帯に対して支給を前年 度しておりましたので、それに伴います予算残の方を減額させていただいてと ころです。

それと、18ページの障害福祉費の、先ほど申しました扶助費のところで、介護給付費、訓練給付費です。これは障害者の方の在宅または施設でのサービス給付に対するものですけれども、これにつきましては、2カ月遅れの金額の判明ということで、なかなか絞り切ることができないということで、月にしますと一千二、三百万から1,800万ほど大きなぶれがありますので、なかなか絞り切れませんでしたが、3月末までになっておそらく26年度においては1,000万の減額をさせてもらってもできるであろうということで、ぎりぎりのところまで判断して落としたものです。ちなみに、ここの介護給付費、訓練等給付費の予算につきましては、1億8,400万の予算枠の中の1,000万ということですので、御理解いただきたいと思います。

それと、一時保護施設宿泊措置費ですが、幸いそういう一時保護する対象となる方がありませんでしたので、予算を落とさせていただきました。

以上です。

人権政策課長 議長。

佐々木議長 小川人権政策課長。

**人権政策課長** それでは、今村議員のご質疑についてお答えいたします。

12ページの町有地の売り払い収入の内訳でございますが、これは2件ありまして、1件は三ツ池地区内の町有地の残地の売り払い収入と杉団地内の道路の角地、残地の売り払い収入を合計して25万4,000円ということでございます。

以上です。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

**教育次長** 失礼いたします。11番、今村議員のスクールランチのお弁当の不評の理由 をお答えいたします。

一応、中学校の現場でも問い合わせていました。そうした中で、やっぱり内容がどうしても子供向きではない、パッと見、茶色1色であるとか、いろいろおっしゃっていました。やっぱり育ち盛りの子供さんにとっては、お弁当の内容が少しまずかったんではないかなと、そういうことも考えられます。

以上です。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

私の方からは、介護保険、17ページ、目10の介護保険事業費の772万2,000円の内容でございますけれども、これにつきましては、26年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出の部分で財源不足が生じまして、その部分につきまして、県とも相談をしまして、どのような対応をしたらいいのかということで検討しましたところ、一般会計から緊急的に財源補填をし、翌年度、今年度になるんですけれども、今年度で速やかに返還をするという相談結果が出ましたので、専決時点で772万2,000円の決算見込みでの財源不足が生じましたので、ここに緊急措置繰り入れということで計上させていただきました。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員

1点目に聞いていた、この一般会計補正の専決処分はなぜ行われたのかということは何も答弁がなかったんですけど、それはどういうことでしょうか。その経緯を説明してくださいという意味も、最初の質問のときに申し上げましたよね。その後に各論で項目別にお尋ねさせていただいたところなんですけれども、その点について、私は専決処分が全て悪いとは思いませんが、この一般会計なんかは、これはいろんな交付金の確定や税の納付金の確定とかそんなのは3月31日にならなきゃわからないという問題でもないんじゃないですか。出納閉鎖は5月31日で最終微調整はありますよね。それを町長が専決をする形でこうした一般会計の各担当の処理も進めていくというやり方は、非常に議会に対しては甚だ議会軽視の対応じゃないかと思いますけれども、それは各担当部署に対しては、3月31日の専決のための補正予算づくりを町としては財政担当課の方からは各担当課の方にそういった要請をされているんですか。その辺をちゃんとはっきり答弁してください。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 それでは、11番、今村議員さんの再質疑にお答えします。

確か3月26日に臨時議会をさせていただいて、そのときに見込めるものは 見込んで、皆さん方にお諮りし、その後、31日までということでその間のも のであります。自治法の第179条第1項の規定でやったものでありまして、 これは認められたことをやっているわけでありまして、議員の皆さん方がもう 全員、専決はあかんというような意向であれば、これは別に専決しなくても決 算でそのときに計上させてもらったらいいだけであります。よろしくお願いい たします。

佐々木議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 今の町長の答弁は開き直りです。私がお聞きしているのは、各部署に対して3月31日付の専決をするから、そのための各課の補正の、修正したやつを上げなさいということを財政部局として、町長の発信としてやったのかということを聞いているんです。26日に臨時議会があったとしても、26から数えてもまだ日はあるし、26の時点で専決としてこの内容ができないという理由はどういうことですか。3月31日までに歳入歳出の各担当部署のこの予算の計上が31日でこんなに出てくるというのが、私は非常に不自然だと思うんですね。

だから、そこら辺はやはり町の歳入歳出予算の透明性というか、議会に対して真摯な説明をしようという姿勢が、町長の今の発言でしたら自治法で認められているから、それで問題はないと言えば、法的には問題はないかもしれませんが、しかし、住民からしてみれば、補正内容からしたら、これを専決にするということは、そういう段取りで進んでいるとしか考えられないんです。そこら辺は、この町の財政運営としては、やっぱり一般会計なんかは町民に非常にかかわったいろんな事業の予算が出てくる中身です。それが、執行残になっているというのは、もう既にわかっているやつもあるわけじゃないですか。でも、これが最終、3月31日の専決でそれを上げようというのは、意図的な各予算の運用を感じるんですけれども、その点については、町は問題は感じないんでしょうか。今の町長の発言だと全く問題なしみたいな言い方だったんですけれども、これはやっぱり議会に対する非常に不親切な対応だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 11番、今村議員さんの再々質問にお答えします。

先ほど申しましたように、3月26日でわかる時点のものが臨時議会でやります。あと、もうこれから一切、専決は認められんとおっしゃるなら、もう専決なしで決算を打たせていただくということ。できるだけ年度末までにはまた精査してやっていくという方向にさせて、今回そのように、26日までさせていただいて、その段階でまだいろいろ問題があるということで、その間の分を専決させていただいたと。それで、先ほども言いましたように、自治法で認められていることをさせていただいた、これはあなたと私の見解の相違、立場の相違でありますので、ご理解よろしくお願いいたします。

佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山勝君。

西山議員 議第35号専決処分につき承認を求めることについて、平成26年度豊郷町 一般会計補正予算について。補正予算編成の基本的な考えは、当初予算成立後 に発生した事由によって、当初予算どおり執行が困難になったときに、本予算 の内容を変更し、地方自治法第218条第1項で予算の調整後に生じた事由に 基づいて既定の予算に追加、その他の変更を加える必要が生じたときに補正予 算を編成することができると規定されています。しかし、補正予算額を見ます と、ほとんどが減額になっていますが、これは決算に合わすための補正予算と

見受けられますが、答弁を求めます。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

**総務企画課長** 3番、西山議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

補正予算につきましては、当然、当初予算がございまして、その後、見込み 額、また変更なりがございますので、その都度、補正をしているところでござ います。今回の専決につきましては、当然、経費なり補助事業として必要とい うことで、これまで予算措置をしてまいりました。その予算現額に対しまして、 当然、支出済額が生じてきます。その支出済額につきましては、通常、決算書 で言いますと、歳入から支出済額で、残額については不執行という形で決算書 には出てくるわけでございますが、いつの議会かは私もちょっと記憶がござい ませんが、以前の議会におきまして、議員の方からのご質疑の中で、決算書に おいて、あまりの多額の不用額が出ているということが、これは当然どういう ことですかというご質疑があったと思っております。それがもう3年、5年、 ちょっと私も記憶にないんですが、そのときにやはり適正に見込めないのであ れば、落とすべきではないかといったようなご意見もございましたので、それ 以後、なるべく職員におきましては、この3月31日の見込み額を精査してい ただいて、その段階で多額に不用なりが生じる場合については、前もってそう いった補正によって減額をするという措置をとらせていただいているというも のでございますので、先ほど町長が言いましたように、地方自治法でそのよう にできる規定がございます。ですから、逆に言いますと、しなくてもいいとい う話になってしまうんですが、そうじゃなくて、今までの経過の中でそういう 措置をさせていただいておりますので、ご理解をいただきますようにお願いい たします。

佐々木議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長、6番。

佐々木議長 はい、鈴木君。

**鈴木議員** 議第35号専決処分につき承認を求めることについて、2点だけ質問いたします。

1点は、23ページの道路橋梁費の工事請負費1,666万6,000円が減 になっているんですが、各事業費ごとの減額が記入されていませんので、額を 教えていただければと。これは、事務的な話です。

2点目は、17ページの、先ほど答弁がありました介護保険事業費の772 万2,000円ですが、県と協議をしてこういう措置をしたということでし た。1つは、県との協議の内容、県の指導を受けて、こういう緊急措置繰入したということだと思うので、その県との協議の内容、指導の内容が1点。それから、第5期が給付費が不足するので750万借り入れるというお話があったと思うんですが、この分はその分ではないわけですね。であれば、これは私が従来、主張してきた、足りなくなれば一般会計から繰り入れをすればいいじゃないかと、それは法的にも禁止されていないんだから、他の町でやっているところがあるんだからということを再三申し上げてきたのですが、これは実質上、一般会計からの繰り入れに相当するものになるのですか。

以上です。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

**地域整備課長** それでは、鈴木議員のご質疑にお答えさせていただきます。

23ページ、道路橋梁費の15工事請負費の内訳でございますけれども、字要望道路整備事業費につきまして348万5,000円、町道整備事業費につきまして784万1,000円、交通安全施設整備事業につきまして412万2,000円、道路付属物修繕工事につきまして121万8,000円でございます。

このうち、先ほども町長の提案説明でありました舗装工事、これは町道整備事業の社会資本の関係なんでございますけれども、当初、1,200万円の予算化をしておりました。これにつきましての交付金が約半分ぐらいしかおりてこなかったということで、これが一番大きな減という形になっております。

以上でございます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

緊急措置繰入金の772万2,000円の県との協議の内容でございますけれども、まずもう年度末になりまして、どうしても772万2,000円の財源不足が生じたということで県に協議をし、財政安定化基金の方からの借り入れを再度お願いできないかということから始まったわけですけれども、もう県としても予算の内容が確定しておるため、これ以上の追加の貸し出しはできないということでございましたので、何かほかの方法がないのかということで問い合わせをしたところでございます。そのときに、県の方からこういう場合は、一般会計の方から緊急的な補填措置として繰り入れをし、翌年度で速やかに返還をするということが一番の打開策ではないのかとなったところでございます。

第5期の給付の中の借り入れは759万3,000円というのは、これとはまた別でございまして、これは県が借り入れをするかどうかという問い合わせが昨年11月頃にありまして、その当時の見込み算定でいきますと、759万3,000円という金額を算出したわけでございますが、それから後の部分で、3月31日現在でこの金額772万2,000円を算出したということでございます。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 はい。

佐々木議長 鈴木君。

**鈴木議員** これはいわゆる借り入れの分とは、これ以上、基金からの借り入れは出せないということで協議をした結果、この緊急措置になったということですが、この緊急措置をとる法的根拠というのか、準則というのか、指導要領というか、何でもいいですか、そういうものがあるはずだと思うんですが、緊急措置が何に基づいて行われているのか、そこが1点。

これまでも、くれぐれも重ね重ね私は介護保険については、その分は一般会計財源から繰り入れをして、保険料の減額をすべきでないかと主張してまいりました。これはどう見ても、実質的には、例えば今年度、緊急に出して、翌年度返すにしても、これは明らかに一般財源からの繰り入れですよ。これは、もう明らかに一般財源からの繰り入れになる。一般財源からの繰り入れをこういう場合は緊急措置でしてもいいですよという理解をしていいのですか。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再質疑にお答えしたいと思います。

今回、借り入れました緊急措置の繰り入れにつきましては、まず返還をするということが前提でございますので、一時的に繰り入れをして、今年度で返していくということでございますので、これは返す当てのない繰り入れとはまた別のものではないかと考えております。

また、法的な根拠でございますけれども、本来ですと安定的な運営をするための介護保険の基金条例なり、そういうところで安定的な運営をしていかなければならないということから、まずこのような事態が起こらないということが一般的なものではございますけれども、今回いろいろな事情により、財源不足が生じたということで、これにつきましては、想定し得ていなかったということでございますので、法的な根拠については明文化したところはまずないと考

えておるところでございます。

以上でございます。

鈴木議員 議長、6番。

佐々木議長 はい、鈴木君。

鈴木議員 私が言いたいのは、そういうことができるのであれば、例えば財政安定化基 金から今回759万借り入れているわけですよね。その分が第6期の保険料に はね上がってくるんですよ。その分だけでも、50円か100円近く減額する ことができるんじゃないかということを主張してまいりました。だから、緊急 でやっていれば、来年度返すにしても、借り入れなくてもやっていけるという ことでしょ、今回。緊急繰り入れ、こういうことができるというのは、私も知 りませんでした、率直に申し上げまして。しかし、今回できたわけですか ら、750万は財政安定化基金から借り入れなくても、こういう措置をしてい れば少なくとも第6期の保険料の幾らかの高騰分は防げたんじゃないかという ことになるのではないかと。これはまた、委員会がありますから、そちらで質 疑させてほしいんですが、基本的にはそういうことになるのではないかという のが1点と、もう一つは、今日わからなければいいんですが、こういう措置が できることについては、やっぱり何らかの附則なり、要綱なり、条例なり、そ ういうものがどこかにやっぱり何かに基づいて行われているのであろうと思い ますので、委員会までに、今日わからなければ結構ですので、その根拠資料を

以上です。

**佐々木議長** 鈴木議員、今の何か答弁を求めた方がよろしいですか。資料だけ出したらよ ろしいか。

取り寄せていただきたいということをお願いしたいと思います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 それでは、6番、鈴木議員さんの再々質疑にお答えします。

そういうことが起こらんために介護計画に基づいて、それで介護保険料というのは算出されております。それで、算出されて、突発的に急激な介護料の費用が上がってきたときには、借り入れして、そして運営しているということであります。それが、基本ですから、前回、二、三百円下がっていなかったら、こういう体制にはならなかった。そしてまた、今回800円もありますから、県はそういう情報は知っておりますから、それで緊急で町財の中でやっていかなければならない。必ず返す条件のもとにというような形に、私は交渉していませんので、なったんだろうと思います。

ただ、この介護保険料はしっかりとしたその計画のもとに算出して、審議委員会で検討してもらっておりますので、やはりその審議委員会の答申はしっかり皆さんご理解いただいて、それを尊重していただくというのがまず第一ではないかなと思います。そういう思いでございますので、よろしくお願いします。

佐々木議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 いや、もう1個、担当課の方から答弁もらわんと。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

**医療保険課長** 借り入れの根拠の条文でございますが、これにつきましては、再度、県に確認いたしまして、そのような条文があるのかどうかということを確認したいと思います。

以上です。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第35号専決処分に つき承認を求めることについてを予算決算常任委員会に付託いたしたいと思い ますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、議第35号を予算決算常任委員会に付託する ことに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

> 議第36号専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。 質疑ありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議第36号の平成26年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分につきまして、まずは5ページ、歳入のところで、ここで財政調整交付金、これは国庫支出金の方で特別調整交付金334万5,000円の減額、並びに県の支出金で普通調整交付金が204万8,000円の減、それから、6ページにいくと、町の繰入金の中でその他一般会計繰入金140万の減。この減額と、県の支出金では特別調整交付金が1,205万の増になっているんですけれども、この流れはどういう流れなのか、交付金の減額または増額の流れ、町の繰入金の減額の流れ、そのことについて説明してください。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

**医療保険課長** それでは、今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、5ページ、国庫支出金の特別調整交付金の334万5,000円の減に つきましては、当初見込まれていた部分が国からの最終の確定によりしたもの で、それぞれの各市町の配分の中で決まったことでございます。本来ですと、 うちの部分で軽減にする費用等々についての按分も認められておりますので、 これにつきましては、国からの指示ということでございます。

また、続きましての5ページの県支出金の特別調整交付金についての1,200万の増額につきましては、県のサイドでの配分で、本町が増額をしていただいたということで、県からの配分によるものでございます。

また、6ページの140万円の減額につきましては、特定健診の健診の執行 残の部分につきましては、国、県、町から3分の1ずつ負担していると、一般 会計から負担しているということでございますので、この部分の減額でござい ます。

以上でございます。

佐々木議長 ほかに。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 この財政調整交付金の関係なんですけれども、今、課長の説明では国の段階では特別調整交付金が最終配分の確定分が当初見込みより減ったと。それと、普通調整交付金は888万7,000円で、こっちは増えているわけですよね。この普通調整交付金に係る分というのは、町が試算した分より増えたというのは、これは理由としてはどうだったのか。

それと、県においては普通調整交付金が減って、特別調整交付金、これは県の裁量の範囲でできるという話ですけれども、性格的に国と県の対応が全く真逆という形になっている理由は、国と県の対応の違いはどう違うのか、説明をお願いしたいと思います。お願いします。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 再質疑にお答えしたいと思います。

これは、先ほども申し上げましたとおり、国は国での判定基準、また、県は 県での判定基準というものをもとに按分しております関係上、今、事細かな数 字の算出は、現在、資料は持っておりませんが、もしわかるようであれば、委 員会の方で、もし数字が明確に出るようであれば、また委員会の方で報告させ ていただきます。よろしくお願いします。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村君。

今村議員 お聞きしたいのは、数字の変動の、算定基準が国と県とはどう違うのかという話の、担当課としては当初やっぱり予算をつくるときには、この財政調整交付金に関して、うちの場合は非常に低所得世帯も多いですから、そういった面で国民健康保険会計についても5割以上の世帯が軽減世帯にかかっているし、また、国の制度でまた軽減率が上がった面がありましたので、そういうのも含めて町としては予算化しているわけじゃないですか。だから、その辺で国と県の最終的な財政調整交付金の支出のパターンが違うというのは、算定基準というのが国と県ではどう違うのかというのが、対象者は一緒ですからね。国保加入者の、町が持っている世帯は一緒なんですからね。これに対して、国と県の按分の仕方が違うという形になるのは、何か基準が違うわけですから、ここら辺が担当課としてわかっている範囲があったら教えていただきたいんですけど、

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

お願いします。

医療保険課長 それでは、再々質疑にお答えしたいと思います。

まず、国と県の特別調整交付金につきましては、同じ算定基準が全く同じものではないと考えておりまして、その中には先ほどおっしゃいました、低所得者の部分、またその中に占める若者の率、また、そのほかにもジェネリック医薬品への勧奨、医療費通知、レセプト点検、その他等々の努力項目等についてのいろいろな算定基準があるものと考えておりまして、県でヒアリングを受けるまでは、やはり昨年の実績に基づいたような当初予算からみまして、最後にはそのヒアリングに応じて、また市町での按分が行われるものということで、それぞれ国、県での算定につきましては、私どもの方ではその年、年のまた基準があると、それぞれの金額に応じてということも考えられるので、国と県では基準が違うのかなと理解しておるところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員なし。

佐々木議長ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第36号専決処分に つき承認を求めることについてを文教民生常任委員会に付託いたしたいと思い ます。

これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、議第36号を文教民生常任委員会に付託する ことに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

暫時休憩をいたします。あの時計で10時55分まで休憩いたします。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時55分 再開)

佐々木議長 それでは、再開いたします。

議第37号専決処分につき承認を求めることについて、質疑を行います。 質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議第37号、平成26年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分で、これで3ページの地方債補正ということで、簡易水道事業債、限度額が今回の補正後、4,290万になっているんですけれども、この専決の町債で4,290万になっていますけれども、予算としては。これは、この会計ではこの町債は借り入れているんですか。それとも、ここに名目が上がっていて、今はまだ借り入れていないんですか。この補正の専決で、限度額を変更していますけれども、この変更をしたというのは、3月31日付の変更なんですか。どういう変更なのか、ちょっとその中身を説明してください。

## 地域整備課長

(上下水道担当) 議長。

佐々木議長 藤野地域整備課長。

地域整備課長

(上下が避当) 今村議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

起債の限度額でございますけれども、今回、4,290万円に変更させていただいております。これは、歳入の部で町債の部分で50万円減額し、4,290万円とさせていただいたことによります。これにつきましては、昨年度に簡易水道事業の敷設がえ工事をさせていただきまして、それの国庫補助金額を引いて、また一般会計からの繰り入れをいただきまして、残りの分を起債として借り入れをさせていただいたものでございます。借り入れの4,290万円となりました決定につきましては、3月31日の時点で決定をさせていただいたこと

でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

今村議員 借り入れたものはあるの。

地域整備課長

(上下水道型) 申しわけございません。借り入れはもう済ませております。

今村議員 それは3月31日ですか。

地域整備課長

(上下が進出) すいません。3月31日でございます。

佐々木議長 ちょっと聞きにくいので、申しわけない。大きい声でお願いします。 ほかにありませんか。

議員なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第37号専決処分に つき承認を求めることについてを総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと 思います。

これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、議第37号を総務産業建設常任委員会に付託 することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議第38号専決処分につき承認を求めることについて、質疑はありませんか。

議員なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第38号専決処分に つき承認を求めることについてを総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと 思います。

これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、議第38号を総務産業建設常任委員会に付託 することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議第39号専決処分につき承認を求めることについて、質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

**今村議員** 議第39号、平成26年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号) の専決処分について。この5ページ、給付費地域支援事業財源補てん緊急措置 繰入金という形で、一般会計からの緊急繰り入れが行われたわけですけれども、 平成26年度の介護保険事業特別会計の事業の歳入歳出の問題で、先の3月議会で急騰してきているという話がありましたけれども、この3月31日付でこれは専決で772万2,000円が赤字、不足財源になっているという説明をさっき聞きましたけれども、最終、5月31日が会計閉鎖になるわけですけれども、これ以後の介護保険に係る、そういった費用、これの変動はどういうふうに考えているのかと、それから、26年度に後半、非常に急騰している主な要因、この前もそういう話もありましたが、その傾向は豊郷独自の傾向なのか、どういうふうにこれを今後の介護保険会計の中で担当課としては取り組んでいくのか。

高齢者はこれからどんどん増えていきますし、介護認定を受けて、必要な介護サービスはこれから増えていくのは当然の仕組みなんですけれども、その中で豊郷町の1期から、今の5期までやってきた変遷の中で、5期の特徴的な介護の方で5期3年間のうちで、26年度の中での高騰が進んだという理由はどういうふうに分析されているのか。24年、25、26年が5期ですけれども、24年、25年については計画推移が結構いっていたような感じがしたんですけれども、どうして26年度でこういう事業内容が増えて高騰してきているのか、その改善のため26年度はどういうことを担当課としては取り組んできているのか、その事業経緯について説明をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

**医療保険課長** それでは、今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、3月31日時点の緊急補てんにつきましては、772万2,000円と 先ほど申し上げたところでございますけれども、出納閉鎖を終わりましての、 その部分について最終の財源不足確定については、その確定額に合わせて補填 をしていきたいと考えておるところでございます。

それと、また26年度の最終で400万強の増額が見込まれた時点については、その時点でも申し上げましたとおり、施設入所者の増によるものではなかったのかと考えておりまして、その部分について一向にその金額が下がる要素がなかったために、まずその施設に関して今どのような理由で入られてということについては、分析を引き続きしておるところでございます。

また、今年度について第6期についての思いといたしましては、やはりそういう状況で申しますと、まずその給付費に見合うだけの計画を立てていたということが本来のことでございますので、給付費の抑制のために努力はしなけれ

ばならないというもののほかに、その見合うだけのそれぞれの財源構成についてもう一度見直す必要があるのではないかということもあわせて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員

今の課長の答弁は施設入所者増というのは、前回おっしゃっていたけど、やっぱりショートステイ、短期入所が増えてきていると、ずっと順番に入所されるというお話でしたけれども、それと給付費に見合うような財源構成ができていなかったという問題というのは、私は本質的には違うと思うんです。給付費の問題は、やはり給付費が上がるということは、介護認定、サービスを受ける人が増えてきているということにつながって、それで全体の給付費が上がってくるわけですけれども、だからこそ介護の認定を上げない、こういった取り組みというのが、当然これからの介護保険の事業に関しては、そこを抜きにして、ただ給付費に合った計画にしなきゃいけないということでは、もう当然、国が言っているように、もう8,000円とかそんな高齢者の皆さんが払い切れないような異常な介護保険料になっていくわけじゃないですか。

だから、そういう面で豊郷町で、これは緊急措置にしても、一般会計からの支援ができると、県がそういう指示をしたということは、県は健全だと私は思いましたが、豊郷町みたいな低所得世帯の高齢者が多い町の実情の中で、介護認定が増えるのは当たり前なんです。まともに医療やそういったことも受けてこられなかった方も少なくないわけですし、そういった中で介護を必要とされる高齢者が増えてくるのも、必然的な豊郷の地域性があるわけです。そういった中で、ただ財源構成だけに焦点を当てたら、ますます介護認定が進むだけの話ですよ。だから、そういう豊郷の実情に合った豊郷の介護事業健全化も取り組むよう、26年度ではしていなかったのかと。だから、その具体的な、そういう取り組みの内容について私はお聞きしたかったんですけれども、今の課長の答弁では、この中身は全然出てこなかったので、26年度の中でどういう取り組みを、介護認定者を少なくしていく取り組み、豊郷はほかの自治体と違って特にこういうことをやっていたんだという中身を私は説明していただきたいんです。お願いします。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 本町の介護予防につきましては、もちろん認知症並びに転倒予防については、ほかの市町に負けないぐらい頑張っている認識と予防教室等は開催しておるということで26年度はやってまいりました。また、そのほかにもまず、介護にならないための運動といたしましては、それぞれの地域に応じた介護予防の方向性をそれぞれの老人会に出向きましての出前講座、また居場所づくり等でのお話し合いなどでいろいろな話を聞いたり、こちらからの指導をしてきておるということで、できるだけ介護予防には力を入れておるとは考えておるところ

以上です。

でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第39号専決処分に つき承認を求めることについてを文教民生常任委員会に付託いたしたいと思い ます。

これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、議第39号を文教民生常任委員会に付託する ことに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

> 日程第15、議第40号平成26年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書 についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 議第40号平成26年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成26年度豊郷町一般会計の うち、繰越計算書に記載の地方創生関連事業及び農業体質強化基盤整備事業費 の6,996万6,000円を平成27年度に繰り越しましたので、地方自治法 施行令第146条第2項の規定によりご報告いたします。

佐々木議長これで報告は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

日程第16、議第41号豊郷町税条例の一部を改正する条例案から日程第21、議第46号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 議第41号豊郷町税条例の一部を改正する条例案から議第46号豊郷町個人 情報保護条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

議第41号豊郷町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。今回の改正は、平成27年3月31日に公布されました地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が4月1日から施行されることに伴い、豊郷町税条例の一部を改正する必要が生じましたことから改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、本則第2条、第36条の2、第51条、第63条の2、第63条の3、第71条、第74条、第74条の2、第89条、第90条、第119条の3及び附則第10条の3につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の改正でございます。第33条につきましては、所得税において国外転出課税が創設されることに伴う所要の改正でございます。附則第10条の2につきましては、地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例の導入に伴う所要の改正でございます。また、附則第16条の2につきましては、旧3級品紙巻たばこの特例税制について、平成31年4月1日までの間、段階的に税率を引き上げることによる廃止に伴う所要の改正でございます。

ただいまご説明申し上げました改正は、いずれも地方税法等の一部が改正されましたことに基づき、豊郷町税条例を改正する必要が生じましたため、所要の改正をするものでございます。

議第42号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。今回の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第4号の規定により、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたことから改正するものでございます。

改正内容といたしましては、本則第25条につきましては、行政手続きにお ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要 の改正でございます。

議第43号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。今回の改正は、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、 豊郷町国民健康保険条例の一部の改正を行うものであります。

内容といたしましては、国民健康保険法第72条の4が第72条の5に繰り下げられたことに伴い所要の改正を行うものであります。本条で第10条中の第72条の4を72条の5に改めるもので、ただいまご説明申し上げた一部改正は、公布の日から施行するものであります。

議第44号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。今回の改正は、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、豊郷町介護保険条例の一部を改正するものであります。

内容としましては、第4条に「第1項第1号に掲げる第1号被保険者について、保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万8,080円とする」の1項を加えるものです。これは、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料軽減を行う仕組みによるもので、第1段階について保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減するものであります。ただいまご説明申し上げました一部改正は、公布の日から施行するものであります。

議第45号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。平成27年4月1日から愛里保育園を教育委員会に移行しました。愛里保育園を移行したことにより、豊郷町職員定数条例第2条第1項第7号の教育委員会の職員の定数を現行の20人から31人に改正をするものであります。また、町長部局からは愛里保育園の職員数を除き、平成27年4月1日から豊郷町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例が施行されたことによる職員を2名増やし、豊郷町税務課湖東分室が平成27年8月1日から設置することにより職員を1名増やして、豊郷町職員定数条例第2条第1項第2号の町長部局の職員の定数を現行の70人から62人に改正するものであります。

議第46号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、現行の個人情報保護条例に特定個人情報の保護に関する規定を新規に追加するため、豊郷町個人情報保護条例の改正を行うものであります。

以上、議第41号豊郷町税条例の一部を改正する条例案から議第46号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について一括してご説明申し上げ

ました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。議第41号豊郷町税条例の一部を改正する条例案 について、質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議第41号豊郷町税条例の一部を改正する条例案、これにつきましては、新旧対照表というのはいただいているんですけれども、この中身で具体的に町税の関係で変わるところ、増額になるところ、そういった箇所はどのぐらいあるのか、中身を担当課の方からちょっと説明をお願いいたします。

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

税務課長 11番、今村議員のご質疑にお答えいたします。

今回の改正に伴いまして、町民の影響というお尋ねですけれども、基本的に 先ほど町長の提案理由にありましたように、ほとんどが行政手続法、マイナン バー法に係る申告の番号付番にかかわる改正ですけれども、あえて言うならば、 旧3級品のたばこの税率の引き上げ、特例がなくなっていく、4年にかけてだ んだん段階的に値上げしていくというものでございます。わかばとかエコーと かゴールデンバットなんですけれども、例えば、わかばでしたら260円やっ たのが280円、300円、330円、390円と。附則の方はややこしく書 いていますけれども、段階的に値上げしていくということでございます。

以上です。

佐々木議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長、6番。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 議第41号に対する質疑を行います。

新旧対照表の表、第2条の第3項は納税者の住所及び氏名を云々と記載があるんですが、法人にあっては、この法人番号、行政手続における特定の云々というこの法律の番号を言うと書かれています。その次の第71条の第2項にも納税義務者の住所、氏名、71条を読みますと、「納税義務者の住所、氏名または名称及び個人番号または法人番号」とあるんですね。この法人番号については、先ほどの第2条第3項にある行政手続きの特定云々のこの法が適用されるというのは、ここからは読み取れるんですが、納税義務者個人の住所、氏名または名称の番号が何の法律に基づくのかというのが、この新設されるところでは書いていないのではないかと、書かれていないのではないかと。後で提案

されています個人情報保護法には、何の法律の根拠によるというのは書かれているんですが、この文言を読む限り、この納税義務者の番号が何に基づく番号なのかというのが記載がされているのかどうか、私の読み取りが不十分なのかもわかりませんので、ここをどう読み取ればいいのか説明をお願いしたいというのと、それから、この法人番号、行政手続き云々の法律が施行されたのが平成25年ですが、今回、新設ということで、平成27年度からということで、これも平成25年の法律が今年度から適用されるということなんですが、その理由について説明をお願いしたいと思います。

税務課長 議長。

佐々木議長 山口税務課長。

税務課長 6番、鈴木議員のご質疑にお答えいたしたいと思います。 新旧対照表における法人番号の付番の根拠が明確ではないという話。

**鈴木議員** 法人番号は明確です。納税者の法的根拠があるのかどうか。

**税務課長** ごめんなさい。個人番号というのは、それは納税義務者という、個人番号の 話ですかね。ごめんなさい。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 はい。

鈴木議員 この新の第2条の第3項を読むと、「納税者の住所及び氏名」とあるんですが、法人については法人番号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の法律に規定する法人番号を言うと、これは明確に規定されているんです。その前の「納税者の住所及び氏名」、同じ表現が第71条の2項の第1にもあります。「納税義務者の住所、氏名または名称及び個人番号」とあるんですが、この納税義務者の住所、氏名または名称及び個人番号というのは、法人の方は規定されているのですが、何の法律に基づく番号なのかという規定が、今回どこに表現されているのか、私は表現がないのではないかと思うんですが、私の読みとり方が不足であれば教えていただきたいという質問です。

**税務課長** 失礼しました。私もちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、ちょっとお調べしてご報告したいと思います。

それと、25年で、今回27年という2年の話だったんだと思うんですけれども、今回マイナンバー法の改正ですけれども、24年にマイナンバー法とマイナンバー法整備法案が成立いたしまして、本年10月から個人のお宅にマイナンバーが通知されるということで、28年1月1日から社会保障とか税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要となることから、今回改正するものでございます。

以上でございます。

副 町 長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副 町 長 鈴木議員の質疑にお答え申し上げたいと思います。

71条の第2項の規定につきましては、先の63条の2の規定の中に上がっております。以下、固定資産税について同じという形で上がっておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

佐々木議長 鈴木議員、わかりましたか。 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 そうしますと、これはこの10月からマイナンバー制度が非常に揺れていますよね。年金機構の漏えい問題で。学識者の中にも実施をおくらせてはどうかという主張をされている方もおられますし、中には情報というのは、今は情報社会だから漏れるというのが前提で、きちっとした対策をとっておかなければならないと。特に今回の場合は、情報漏えいもあれですが、50万人について本来きちっと打っておかなければならないパスワードも打っていなかったということが明らかになった。これ今回、情報漏えいがなければわからなかったことなんですよね。これは、マイナンバー制度が実施されるというその前提で、その準備のための改正だと理解をしていいのかどうか。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員のご質疑でございます。マイナンバー法につきましては、既に法律が成立されております。当然、運用なりについては、先ほど税務課長からありましたように、10月1日から個人通知を行うと、これはもう法律で定められているものでございますので、現段階では国の法律どおり施行されると聞いておりますので、当然それに備えて、関係します条例等について改正を行う必要がございます。もしこれが何らかの関係でマイナンバー制度自身がまた変更されるようでしたら、その都度、変更していくということになると思いますが、現段階では実施されるという前提で条例の方の改正をさせていただくものでございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第41号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、議第41号豊郷町税条例の一部を改正する条 例案を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよ ろしくお願いいたします。

議第42号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について質疑 はありませんか。

議員なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第42号豊郷町国民 健康保険税条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いた したいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、議第42号豊郷町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご 審議のほどよろしくお願いいたします。

> 議第43号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について質疑は ありませんか。

議員 なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第43号豊郷町国民 健康保険条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたい と思います。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、議第43号豊郷町国民健康保険条例の一部を 改正する条例案を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

議第44号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案について質疑はあり

ませんか。

今村議員 はい、11番。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議第44号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして。これは、国が消費税を増税した中で低所得者のこういう負担分を補償しますと言っていたのですけれども、現実的にはその補償額は減っていますけれども。豊郷町の1号被保険者の第6期の保険料、これは第1段階が0.5から、先ほど町長の提案では0.45にするという中身で説明がありましたけれども、豊郷町の第6期第1段階は2,600円、これが一応決まった金額なんですけれども、この0.45になる金額と対象人数はどれだけいるのか。今後の見通しとして、この公費助成分は増えていくんでしょうか、もっと。どういう状況なのか説明し

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

てください。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、第1号被保険者の19.7%の方が今、第1段階におられまして、その方々は現在、2,600円の12カ月分で3万1,200円という算定をしておるところでございますけれども、その5%を引きまして、今回、年額2万8,080円にするということで、その影響額といたしましては、111万5,000円と算定をしておるところでございます。

以上でございます。

今村議員 公費助成は増えるんですか。

医療保険課長 申しわけございません。27年、28年の第1段階の方の人数がどういうふうに変更してくるかということはちょっと見込みがつかめませんが、29年からはまた消費税の10%導入によって、また新たに追加の減額対応がされるものと考えております。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員なし。

佐々木議長ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第44号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、議第44号豊郷町介護保険条例の一部を改正 する条例案を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど よろしくお願いいたします。

議第45号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案について質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議第45号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案につきまして。先ほど町長の提案説明はお聞きいたしましたが、わかりにくかったので。「70人を62人に改め、同条第7号中、20人を31人に改める」という教育委員会の人数配分が増えるということで、愛里保育園の職員が教育委員会の職員としてカウントされるという説明があったんですが、これは全体でこれでいくと3名の職員増員になるんですが、この3名分というのは、先ほど何か湖東分室から来る人もいるとかいろいろ説明していたんですけれども、教育委員会並びにこちらの町長部局の方で、どういう増員の必要性があるのかちょっと説明をお願いいたします。

総務企画課長議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

**総務企画課長** 11番、今村議員さんのご質疑にお答えをさせていただきます。

この議第45号の職員の定数条例につきましては、まず現状の定数条例で申し上げますと、議会の職員につきましては3人、そのうち兼任が1人ですから、定数としては2人ということになります。それと、町長部局の職員数、これは70名、それと教育委員会の所管する職員、これが20名ということになっております。ですから、現状の定数条例でいきますと総数92名の定数条例ということになります。

それで、先ほど町長の説明もございましたように、教育委員会部局の20名の定数につきましては、今年度より愛里保育園が移行しました。その職員数分ということで、11名を教育委員会の所管する職員ということにしましたので、20名を31名に改正をさせていただくものでございます。それと、議会の職員数については同様でございますので、変更はございません。

そうしますと、町長部局の職員数、現状70名でございますので、70名から教育委員会に移行しました11名の職員を引きますと59名ということになります。それは、総数が92とした場合については、59名ということになり

ますが、今回、町の包括的な支援事業の実施によりまして、これに職員が必要ということになりますので、その2名の増員と言いますか、2名分。それと、今年度の8月より共同徴収が税務課の方で開始されます。当然、名前は豊郷町税務課湖東分室ということになりますが、事務を行いますのは彦根にございます事務所で事務を行うと、共同徴収を行うということになりますので、そちらの方で職員を必要とするということになりますので、その職員1名分、あわせて3名分について総数から増やすということでございますので、本来、町長部局の職員数59名、そのうちそれにプラスしまして3名ということで、今回62名にさせていただくというものでございます。合計しますと、総数が95ということで、従来の92から95人に定数を変えさせていただくという条例でございます。

以上でございます。

佐々木議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 今の説明の中で、包括的支援員2名が、町が雇いあげてどこかに行くんですか。その2名というのは、どういう仕事をしていただく方で、税務関係は前からお聞きしていたんですけど、どういう職員なのか説明してください。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

**総務企画課長** 今村議員さんの再質疑にお答えいたします。

包括的支援事業につきましては、事業としては27年度より施行しますが、 先に包括支援センターの方に職員を順次専門職員みたいな形で増やしてきまし た。当然、人員的には今までの定数の中で退職者なり、採用の中で調整をして まいったわけでございますが、今後、継続することになりますから、今まで調 整していた分、今後、現在の定数でできるかということになりますと、他の部 署に影響が出てくるということになりますので、今回、施行に伴って、その2 名については定数上きちっと整理した上で改正をしたいというものでございま す。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員なし。

佐々木議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第45号豊郷町職員 定数条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたい と思います。

これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、議第45号豊郷町職員定数条例の一部を改正 する条例案を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

> 議第46号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について質疑は ありませんか。

議員なし。

佐々木議長ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第46号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、議第46号豊郷町個人情報保護条例の一部を 改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審 議のほどよろしくお願いいたします。

日程第22、議第47号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)から日程第23、議第48号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 議第47号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)及び議第48号 平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、一括 してご説明申し上げます。

議第47号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,378万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を37億9,078万9,000円とするものでございます。

歳入では、分担金及び負担金42万円、国庫支出金1,280万円、県支出金439万9,000円、寄附金5万7,000円、繰入金1,011万3,000円、諸収入600万円を増額するものであります。

歳出では、議会費15万円、総務費668万円、民生費1,743万8,000

円、衛生費 5 万 8,000円、農林水産業費 8 3 4 万 6,000円、教育費 1 1 1 万 7,000円を増額するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、歳入では款13国庫支出金、民生費国庫補助金について、臨時福祉給付金給付事業費補助金として1,714 万3,000円を増額補正し、教育費国庫補助金700万円を減額するものであります。

款14県支出金、農林水産業費県補助金では、経営開始型青年就農給付金事業補助金300万円を減額、経営体育成支援事業費補助金712万円を増額するものであります。

款17繰入金、財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴います歳入不足額311万3,000円を財政調整基金からの繰り入れにより、一般財源に充てるものであります。学校教育施設整備基金繰入金については、教育費国庫補助金700万円の減額分の財源対応として、学校教育施設整備基金から繰り入れを行うものであります。

款19雑入につきましては、4月3日付にて県より決定通知がありましたコミュニティ助成事業助成金600万円を計上したものでございます。

歳出では、款2総務費の企画費につきましては、本年度第1回区長会におきまして、区より区長様に配付いたしています文書等を入れます区長用のボックスが老朽化しており、新調の希望がありましたことから68万円を計上いたしました。

また、地域づくり推進事業費600万円につきましては、コミュニティ助成 事業補助金を3カ字に助成するための予算措置でございます。

款3民生費の社会福祉費においては、臨時福祉給付金を本年10月から給付するための関係事務を進めるため、事務費及び給付費合計1,714 万3,000円を増額補正するものであります。

款6農林水産業費の農業振興費においての経営開始型青年就農給付金300万円の減額補正につきましては、国が補正予算で3月中に支払うよう制度変更されたため、27年3月に26年度補正予算で対応しましたことから、今回、減額を行うものであります。また、経営体育成支援融資主体型事業費補助金712万円は、補助金の内示があったため、補正予算を計上したものであります。

款10教育費の教育振興費においては、工事請負費を計上しております。小中学校ICT環境整備事業費3,817万6,000円を備品購入費に組みかえるものであります。小中学校のコンピューター室のサーバー機器の更新のため

の当初予算にて工事請負費で計上しておりましたが、サーバー機器の購入が主 であることから、今回、予算の組みかえをするものであります。

議第48号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72万5,000円を減額し、 歳入歳出予算総額を6億47万3,000円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金190万1,000円、繰入金20万8,000円、町債1,464万8,000円を増額し、保険料1,748万2,000円を減額するものであります。

歳出では、総務費99万4,000円を増額し、基金積立金171万9,000 円を減額するものであります。

補正予算の主なものといたしましては、介護保険料の減額によるものでございます。

以上、議第47号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)及び議第48号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について一括してご説明を申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。

議第47号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)について質疑を 行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

**今村議員** 議第47号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)につきまして。

5ページの臨時福祉給付金給付事業、歳出でも1,320万ありますが、この事業内容についてちょっと概要を説明していただきたいのと、それから6ページの農林水産業費県補助金の中で、経営開始型青年就農給付金事業補助金が300万減額になって、経営体育成支援事業費補助金が712万増額になっていますのは、どういう中身の変更になっているのか説明してください。

それから、10ページの農林水産業費の農地費の中で、工事請負費420万、維持補修費とありますが、これはどういう中身で、また19番負補交の中で、円の腰池および竹の尻池改修事業補助金、これはどういう中身なのか、45万6,000円ですが、教えてください。

保健福祉課長議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。

なお、これにつきましては、前年度もでしたけれども、臨時給付金については10分の10対応ということで上げさせていただいています。

以上です。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 11番、今村議員さんのご質疑にお答えいたします。

まずはじめに、6ページでございます。6ページの4、1の農業費補助金と しまして、経営開始型青年就農給付金事業補助金でございますが、この事業と いいますのは、当初予算で計上しておりましたが、国の補正予算で26年度の 補正予算で対応しましたので、今回、減額したものでございます。

それと、続きまして、経営体育成支援事業費補助金としまして、712万円でございますが、これは3地区で5経営体の補助金でございます。それの国庫補助金でございます。

続きまして、10ページですが、経営開始型につきましては、先ほど申し上げたとおりです。それと、その次の経営体育成支援融資主体型事業費補助金も同じように3地区、5経営体でございます。

続きまして、同じく10ページの4の工事請負費としまして、維持修繕費420万円でございます。これは、平成26年度で約3,000万円、国に要望しましたが、2,500万円の配分がありまして、全額2,500万円を繰り越ししましたが、このほど210万円、国より補助金がつきましたので、その工事として420万円を計上しました。

続きまして、19の負担金、補助金及び交付金ということで、円の腰池および竹の尻池改修事業補助金としまして45万6,000円計上しましたが、これは八町にあります円の腰池及び竹の尻池のポンプが長年、設置されておりまして、相当傷んでポンプが上がらないという要望がございまして、それを直していきたいというので、今回計上いたしました。

以上です。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第47号平成27年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)を予算決算常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、議第47号平成27年度豊郷町一般会計補正 予算(第1号)を予算決算常任委員会に付託することに決しました。ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

議第48号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議第48号平成27年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)に つきまして、今回の補正は保険料収入減に対する補正がされておりますが、こ の内容で見ると、その収入減に対してはその金額のほとんどが財政安定化基金 貸付金の方の振りかえにしておりますけれども、先ほど26年度の介護保険の 不足分が出て、一般会計からの緊急繰り入れを行ったという説明がありました けれども、第6期において町の一般会計からの介護保険会計への繰り入れ、そ ういったことは全国の自治体の中で実施もしていますし、法的にも禁止されて はいませんけれども、これを今回の町の補正予算を見ますと、そのほとんどが 財政安定化基金貸付、これは利子を払いながら、その分は第7期の保険料に充 当するというやり方になっていくので、こういったやり方では介護保険料がま すます高騰していくということで、ますます介護保険が絵に書いた餅で受けら れないと、保険あって介護なしみたいな制度になっていくことを助長する補正 内容の中身ではないかと想像がされるんですけれども、なぜ町の一般会計から の繰り出しはしないと、この補正にはそうなっておりますが、町の姿勢を私は 伺いたいと思いますので、答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、なぜ一般会計からの繰り入れという話でございますけれども、基本的 に介護保険法の124条で、町からの繰り入れにつきましては12.5に相当す る分と明記されておるところでございますので、まず介護保険法のとおりということでございます。緊急補填はどうなのかということは、緊急補填につきましては財源不足による補填でございますので、一時的に借り入れたものを返すということでございますので、一般的な繰り入れではないのかなという考えを持っておるところでございます。

以上でございます。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 介護保険会計の財源負担割合というのはあります。しかし、この問題に関し て言えば、もう既に国はそういった負担割合を超えた公費投入をしてきたじゃ ないですか。だから、この負担割合はあっても、それ以外の会計への繰り入れ というのは、全国的に行われてきている事実を見れば、豊郷町の場合でも一般 会計からの財政補填をしていくということが、かえって介護保険会計の健全化 に寄与していくと、私はそういった考え方もあると思うんですけれども、この 財政安定化基金貸付金というのは、これは皆、拠出金会計という形でみんなが 出して、その中から足りないときには調整弁的に借りるということになってい ますけれども、結果的にはそれが次期の保険料に転嫁される、第1号被保険 者、65歳以上の方に転嫁されるということは、それは担当課も町長もよく承 知しているはずですから、私はそういった面でうちの豊郷の介護保険会計で、 町の一般会計の繰り出し、介護保険会計への繰り入れというのは当然、必要不 可欠だということを先の議会でもずっと申し上げてきましたけれども、この見 解に対して、また今回のこの補正に関しては、伊藤町長は一般会計からの繰り 入れは27年度はしないと考えておられるんですか。町独自の繰り入れは、会 計に対して行わないと考えておられるのか、その点について答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 11番、今村議員の再質疑にお答えいたします。

鈴木議員のときにもお話ししましたように、介護保険料というのはやはり3年間の計画のもとに保険料が策定されるものであります。それによって、県、国、町それぞれがやはり負担割合が決まっております。議員が値下げをおっしゃったときには、要するに認定者数がものすごく過剰見積もりやということで下げられたと私は記憶しております。そういった中で、認定者数が私どもが過剰見積もりであれば保険料はおのずと下がってくるのであります。

それとやはり、近隣でも同じようにしっかりとした介護保険料のもとに今後

の高齢者の介護をしっかり守っていくというのが前提でありますので、そこを しっかり捉まえていただいて進めていくのが、我々行政の責務だと思っており ます。

ただ、むやみやたらに数字の根拠もないのに下げるというのはもってのほか だと私は思っております。

以上です。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村君。

今村議員 議会の議決をどういうふうに執行部として受けとめているのかという問題だと私は思います。介護保険会計に対する町一般会計からの繰り出しを含めて、そして、事業内容は給付費を下げるための予防介護の充実と担当課のいろんな取り組みの充実と、そういったことも含めて提案した中で、議会の議決、多数決で保険料は設定されたわけです。本来でしたらそういったことを踏まえた上で、町執行部はその議会の総意に沿った議決に合わせた予算計上、予算措置をしていくのが本来の姿ではないでしょうか。それでは、議会の意志というのはどこで反映されるんですか。町長の言い方でしたら、財源予算が非常にいいかげんなものだったとおっしゃいますが、当初の計画の段階を踏まえた上でできる改善策と、それから、一般財源の繰り入れは当然あるということで今回は議会の中でもそれが住民の声として議決されたわけです。そのことの重みをどう考えているのか説明を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 町長。

伊藤町長 町としまして、やはり3年間の見込みを立てて計算をさせていただき、そしてまた、介護保険の審査会の委員の皆さん方にもいろいろ、各方面から検討していただいて一応、数値が出たものであります。ただ、議員がおっしゃった、はっきりとおっしゃったんですよ。町は見込み過ぎだと、そのためにここまで下げられるというような、そういう形の中で下がったわけであります。

それと、皆さん、保険料が安いのはよろしいです。しかし、あと後世の世代にまで負担を負わすというのは、私はどうかなと。そこらをもう一遍考えた中で、今回はこのような形をとって、その間にいろいろまた町民の皆さん方のご意見を伺いながら進めてまいりたい、そういう思いであります。今回の選挙のときにもいろいろお話をさせてもうたら、そんなことやったんかというてご理解をしていただく方もたくさんありました。そういうことですから。ただ、この今回の補正予算はこういう形で一応立てて、それでしっかりとやはり町民の

皆さん方とコンセンサスを得ていきたい、こういう思いでございますので、よ ろしくお願いします。

佐々木議長 ほかにありませんか。

議員なし。

佐々木議長ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第48号平成27年 度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を文教民生常任委員会に付 託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議員異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、議第48号平成27年度豊郷町介護保険事業 特別会計補正予算(第1号)を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今期定例会において本日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表の とおりであります。

日程第24、請願第1号年金の「マクロ経済スライド」発動中止の意見書採択を求める請願を議題といたします。

紹介議員である鈴木議員に提案説明を求めます。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 ほかに。

**鈴木議員** 請願を読み上げ、提案とさせていただきます。

年金の「マクロ経済スライド」発動中止の意見書採択を求める請願。

政府は医療、介護、生活保護、年金といった社会保障に係る予算を軒並み減額をしています。中でも年金は今年4月分以降の来年度の年金改定率は0.9%にとどめるとしています。物価上昇率が2.7%、賃金上昇率が2.3%となっているにもかかわらず、マクロ経済スライドを初めて発動することによって、過去の物価下落分を理由にした0.5%の年金削減分とマクロ経済スライド調整率0.9%と合わせ1.4%、年金の引き上げを抑制するというものであります。このことは、物価が上昇する中で、年金受給者の生活を直撃することは必至であります。

これにとどまらず、政府はマクロ経済スライドを基礎年金部分について、向こう約30年にわたって適用し、年金を下げ続けようとしています。その結果、全国民の4分の1に当たる年金既受給者のみならず、これから年金を受給することになる現役世代にまで影響が及び、現在35歳の青年が年金受給者となる

ときに受け取る年金水準は、現在よりも約30%程度低い水準になってしまいます。

マクロ経済スライドとは、2004年の年金改革時に導入された年金の給付水準を自動的に調整する仕組みです。年金改定に際して、保険料を負担する現役の減少と高齢者の長寿化にあわせて上げ幅を縮小するというものであり、賃金、物価が上がっても、年金をほとんど上げず目減りさせる仕組みです。この仕組みについて、制度導入当時、政府は名目年金額そのものは引き下げないという歯どめがあると強調していました。しかし、昨年10月15日の社会保障審議会年金部会において、政府、厚生労働省は年金額改定、スライドのあり方を議題に取り上げ、マクロ経済スライドの改悪を提案し、その歯どめを廃止して、賃金、物価が下がっても調整して年金額の引き下げを可能にしようとしています。

つまり、例えば物価が 0.5%下がった場合、調整率を 1%とすれば、年金額 が 1.5%削減されることになります。こうした歯どめもなくなれば、とめども なく減らされる年金に対して、高齢者のみならず、これから年金を受け取ることになる現役世代にも大きな不安が広がっています。

年金の削減は老後貧困と言われるように、国民生活に重大な影響を及ぼすだけでなく、個人消費の一層の低迷を招き、日本経済の健全な発展にも深刻な影を落とそうとしています。国民生活を守り、日本の経済を健全に発展させる上からも、議会が下記事項を地方自治法第99条の規定により意見書として国会に提出されるよう請願をいたします。

請願事項。向こう30年間にわたって年金を下げ続ける「マクロ経済スライド」発動中止を求める意見書を採択していただきたい。

請願団体。全日本年金者組合滋賀県本部、彦根愛知犬上支部執行委員長、八田光雄。

以上であります。同僚議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

佐々木議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

佐々木議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、請願第1号年金の「マクロ経済スライド」発動中止の意見書採択を求める請願を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

佐々木議長 異議なしと認めます。よって、請願第1号年金の「マクロ経済スライド」発動中止の意見書採択を求める請願を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第25、発議第1号議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。発議第1号議員派遣につきましては、議員が議会を代表し、 一部や全員で研修会や会議に参加する場合には、議会の議決が必要ですので提 案するものであります。お手元に配付の議員派遣の件のとおり実施いたしたい と思います。

ご異議ありませんか。

## 議員異議なし。

佐々木議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、お手元に配付の日程表により審議されるよう、よろしくお願いいたします。なお、今日でこの提案の分は終わりましたので、月曜日、8日の会議は休会になりますので、よろしくお願いいたします。また、一般質問を火曜日に行いますので、よろしくお願いします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後0時14分 散会)